

佐賀県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
なりとみ歯科	鳥栖市神辺町字河原三九七番地一	平成二二・六・一
医療法人太田整形外科	伊万里市二里町大里甲二三九二番地一	平成二二・七・一
藤川薬局	伊万里市山代町久原二八一二番地一	平成二二・六・三
ほたる薬局	小城市小城町松尾四九八番地二七	平成二二・八・一
松永メンタルクリニック	武雄市武雄町大字昭和六番地五号	平成二二・八・一七
森永歯科医院	小城市小城町二五一番地二	平成二二・八・一
ひまわり歯科医院	佐賀市大和町大字尼寺三五三番地	平成二二・八・一
基山皮膚科	三養基郡基山町大字宮浦一八六番地一七	平成二二・八・三一
まつのみ訪問看護ステーション	唐津市浜玉町横田下一七七	平成二二・五・一

医療法人江頭内科循環器科	黒川薬局北部バイパス店	太田小児科内科医院	千葉歯科医院	山口歯科医院	げんき堂薬局昭和店	ホワイトデンタルクリニック
佐賀市駅前中央一丁目九番四五号	佐賀市若宮三丁目一番二二号	武雄市武雄町大字武雄七三二三番地一	佐賀市開成五丁目三番三五号	武雄市西川登町大字小田志一四六九九番地二	武雄市武雄町大字昭和六番地五あさひビル一階	多久市東多久町大字別府三二四五番地五
平成二二・一・一八	平成二二・八・一六	平成二二・九・一	平成二二・八・五	平成二二・九・一	平成二二・八・一	平成二二・一・一